

第1号様式

(資 格 の 公 示)

北海道留萌振興局告示第35号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和5年(2023年)3月3日

北海道留萌振興局長 工藤 公仁

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和5年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

令和5年(2023年)年3月3日に一般競争入札の公告を行う留萌家畜保健衛生所BSE検査室における死亡牛BSE検査補助作業委託業務契約

(2) 資格

留萌家畜保健衛生所BSE検査室における死亡牛BSE検査補助作業委託業務の資格（以下「資格」という。）

(3) 役務等の種類

留萌家畜保健衛生所BSE検査室における死亡牛BSE検査補助作業

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。

- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
- ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) と畜場法（昭和28年8月1日法律第114号）第3条に基づくと畜業者、化製場等に関する法律（昭和23年7月12日法律第140号）第1条に基づく化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置許可を受けている者、又は、食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第51条及び食品衛生法施行令（昭和40年12月23日政令第378号）第35条に基づく食肉処理業を営む者のいずれかに該当すること。
- (9) 申請をしようとする日現在において、引き続き2年以上(8)に掲げる事業を営んでいること。
- (10) 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）第61条第1項及び労働安全衛生法施行令（昭和47年8月19日政令第318号）第20条第11号で規定するフォークリフト運転技能講習の修了者を、1名以上留萌家畜保健衛生所BSE検査室に配置可能であること。
- (11) 労働安全衛生法第59条第3項及びクレーン等安全規則（昭和47年9月30日労働省令第34号）第21条で規定するクレーンの運転の業務特別教育の修了者を、1名以上留萌家畜保健衛生所BSE検査室に配置可能であること。
- (12) 上記(11)のクレーンの運転の業務特別教育の修了者1名以上については、労働安全衛生法第61条第1項、労働安全衛生法施行令第20条第16号及びクレーン等安全規則第221条で規定する玉掛け技能講習の修了者であること。
- (13) 留萌家畜保健衛生所BSE検査室に各日1人を配置し、うち週3日は2人の配置が可能であること。

3 資格要件の特例

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2の(9)に掲げる営業年数等の資格要件は、適用しない。

ア 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

イ 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和5年(2023年)3月3日から令和5年(2023年)3月10日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量70gに見合う郵便料に相当する郵便切手を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道留萌振興局産業振興部農務課のホームページにおいてダウンロードすることができる。(http://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/num/)

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等(企業組合及び協業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者であるものに限る。)を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

8 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道留萌振興局産業振興部農務課生産振興係

(2) 所 在 地 北海道留萌市住之江町2丁目1-2

(3) 電話番号 0164-42-8489 (直通)